

資料

香港特別行政区基本法

中華人民共和國主席令第26号

「中華人民共和國香港特別行政区基本法」は、付属文書1「香港特別行政区行政長官の選出方法」、付属文書2「香港特別行政区立法会の選出方法および表決手続き」、付属文書3「香港特別行政区において施行される全国レベルの法律」、および香港特別行政区区旗、区章の図案を含め、1990年4月4日、中華人民共和國第7期全国人民代表大会第3回会議で採択されたので、ここに公布し、1997年7月1日から施行する。

中華人民共和國主席 楊尚昆

1990年4月4日

香港特別行政区基本法

〈目次〉

前文

第1章 総則

第2章 中央および香港特別行政区の関係

第3章 住民の基本的権利および義務

第4章 政治体制

第1節 行政長官

第2節 行政機関

第3節 立法機関

第4節 司法機関

第5節 地区組織

第6節 公務員

第5章 経済

第1節 財政、金融、貿易および商工業

第2節 土地契約

第3節 海運

第4節 民間航空

第6章 教育、科学、文化、体育、宗教、労働および社会奉仕

第7章 対外事務

第8章 本法の解釈および改正

第9章 付則

附属文書1 「香港特別行政区行政長官の選出方法」

附属文書2 「香港特別行政区立法会の選出方法および表決手続き」

附属文書3 「香港特別行政区において施行される全国レベルの法律」

中華人民共和國香港特別行政区基本法
1990年4月4日 中華人民共和國第7期全國人民代表大會
第3回會議採択

前文

香港は古来中国の領土であり、1840年のアヘン戦争以降イギリスに占領された。1984年12月19日、中英両国政府は香港問題に関する共同声明に調印し、中華人民共和国政府が1997年7月1日に香港に対する主権行使を回復することを確認し、これによって、香港を取り戻したいという中国人民の長きにわたる共通の願いが実現した。

国家の統一と領土保全を擁護し、香港の繁栄と安定を保持するため、かつ香港の歴史と現実の状況とを鑑み、国家は、香港に対する主権行使を回復するにあたり、中華人民共和国憲法第31条の規定に基づき、香港特別行政区を設置し、また「一国家二制度」の方針に照らして、香港においては社会主義の制度と政策を実行しないことを決定した。香港に対する国家の基本方針政策については、中国政府が中英共同声明のなかですでに明らかにしている。

中華人民共和国憲法に基づき、特に全国人民代表大會は中華人民共和国香港特別行政区基本法を制定し、香港特別行政区において実行される制度を規定し、もって香港に対する国家の基本方針政策の実施を保証する。

第1章 総則

第1条 香港特別行政区は中華人民共和国の不可分の一部分である。

第2条 全国人民代表大會は、本法の規定に照らして香港特別行政区に高度の自治を実施し、行政管理権、立法権、独立した司法権および終審権を享

有する権限を授ける。

第3条 香港特別行政区の行政機関および立法機関は、香港永住民が本法の関係規定に照らして組織する。

第4条 香港特別行政区は法に依り香港特別行政区の住民およびその他の者の権利および自由を保障する。

第5条 香港特別行政区は社会主義の制度および政策を実行せず、従来の資本主義制度および生活様式を保持し、50年間変更しない。

第6条 香港特別行政区は法に依り私有財産権を保護する。

第7条 香港特別行政区域内の土地および天然資源は国家の所有に属し、香港特別行政区政府が管理、使用、開発、および個人、法人または団体の使用または開発に賃貸または認可を与える責任を負い、その収入はすべて香港特別行政区政府の支配に帰する。

第8条 香港の従来法律、即ちコモンロー、衡平法、条例、付属立法および慣習法は、本法に抵触するかまたは香港特別行政区の立法機関が改正したものを除いて、保持される。

第9条 香港特別行政区の行政機関、立法機関および司法機関は、中国語のほか、英語も使用することができる。英語も公式言語とする。

第10条 香港特別行政区は中華人民共和国の国旗および国章を掲げるほか、香港特別行政区の区旗および区章を使用することもできる。

香港特別行政区の区旗は、花蕊が五星のハナズオウの紅旗である。

香港特別行政区の区章は、中央に花蕊が五星のハナズオウ、その周囲に「中華人民共和国香港特別行政区」および英語の「HONGKONG」の文字をあしらう。

第11条 中華人民共和国憲法第31条に基づき、香港特別行政区の制度および政策は、社会・経済制度、住民の基本的権利および自由の保障に関する制度、行政管理、立法および司法面の制度、ならびに関連政策を含めて、いずれも本法の規定に依拠する。

香港特別行政区の立法機関が制定するいかなる法律も、本法に抵触して

はならない。

第2章 中央および香港特別行政区の関係

第12条 香港特別行政区は高度の自治権を享有する中華人民共和国の地方行政区域であり、中央人民政府が直轄する。

第13条 中央人民政府は香港特別行政区に関わる外交事務の管理に責任を有する。

中華人民共和国外交部は香港に機構を設けて外交事務を処理する。

中央人民政府は香港特別行政区に、本法に照らして関係する対外事務を自ら処理する権限を授ける。

第14条 中央人民政府は香港特別行政区の防衛の管理に責任を負う。

香港特別行政区政府は香港特別行政区の社会治安の維持に責任を負う。

中央人民政府から防衛の任務を負って香港特別行政区に派遣、駐留する軍隊は、香港特別行政区の地方事務に関与しない。香港特別行政区政府は必要なとき、社会治安の維持および災害救助のために駐留軍の協力を中央人民政府に要請することができる。

駐留軍要員は全国レベルの法律を遵守するほか、香港特別行政区の法律も遵守しなければならない。

駐留軍の経費は中央人民政府が負担する。

第15条 中央人民政府は本法第4章の規定に照らして、香港特別行政区行政長官および行政機関の主要職員を任命する。

第16条 香港特別行政区は行政管理権を享有し、本法の関係規定に照らして香港特別行政区の行政事務を自ら処理する。

第17条 香港特別行政区は立法権を享有する。

香港特別行政区の立法機関が制定した法律は、全国人民代表大会常務委員会に報告し登録しなければならない。登録は当該法律の発効に影響を及

ぼさない。

全国人民代表大会常務委員会は自らに所属する香港特別行政区基本法委員会の意見を求めたのち、香港特別行政区の立法機関の制定したいかなる法律も本法の中央の管理する事務ならびに中央および香港特別行政区との関係に関する条項に合致しないと認めた場合には、関係する法律を差し戻すことができるが、改正は行わない。全国人民代表大会常務委員会が差し戻した法律はただちに失効する。当該法律の失効は、香港特別行政区の法律に別段の規定があるものを除き、遡及力を有さない。

第18条 香港特別行政区において施行される法律は、本法ならびに本法第8条の規定する香港の従来 of 法律および香港特別行政区の立法機関が制定する法律である。

全国レベルの法律は、本法付属文書3に列挙したものを除き、香港特別行政区において施行されない。本法付属文書3に列挙した法律は、香港特別行政区が現地で公布または立法化して施行する。

全国人民代表大会常務委員会は自らに所属する香港特別行政区基本法委員会および香港特別行政区政府の意見を求めたのち、本法付属文書3に列挙した法律を増減することができる。付属文書3に加えるいかなる法律も、国防、外交およびその他本法によって香港特別行政区の自治の範囲に属しないと規定された事項に関する法律に限られる。

全国人民代表大会常務委員会が戦争状態の宣言を決定し、または香港特別行政区内で香港特別行政区政府が制御しえない、国家の統一もしくは安全に危害を及ぼす動乱が発生したため、香港特別行政区が緊急事態に入ったことを決定した場合には、中央人民政府は関係する全国レベルの法律を香港特別行政区で施行する命令を出すことができる。

第19条 香港特別行政区は独立した司法権および終審権を享有する。

香港特別行政区裁判所は、香港の従来 of 法律制度および原則が裁判所の裁判権に対して加えている制限を引き続き保持するほかは、香港特別行政区のすべての案件に対して裁判権を有する。

香港特別行政区裁判所は国防、外交等の国家行為に対して管轄権を有さない。香港特別行政区裁判所は案件を審理するなかで、国防、外交等の国家行為にかかわる事実問題に遭遇した場合には、行政長官が当該問題について出す証明文書を取得しなければならず、前記文書は裁判所に対して拘束力を有する。行政長官は証明文書を出す前に、中央人民政府の証明書を取得しなければならない。

第20条 香港特別行政区は、全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会ならびに中央人民政府が授与するその他の権力を享有する。

第21条 香港特別行政区住民のなかの中国公民は、法に依り国家事務の管理に参加する。

全国人民代表大会の確定する定員および代表選出方法に基づき、香港特別行政区住民のなかの中国公民は香港において香港特別行政区の全国人民代表大会代表を選出し、最高国家権力機関の活動に参加する。

第22条 中央人民政府所属の各部門、各省、自治区、直轄市はいずれも、香港特別行政区が本法に基づき、自ら管理する事務に関与してはならない。

中央の各部門、各省、自治区、直轄市は香港特別行政区に機構を設立する必要がある場合には、香港特別行政区政府の同意を得、かつ中央人民政府の認可を受けなければならない。

中国の各部門、各省、自治区、直轄市が香港特別行政区に設立するすべての機構およびその要員はいずれも、香港特別行政区の法律を遵守しなければならない。

中国の他の地区の者が香港特別行政区に入るには認可手続きをとらなければならない、そのうち香港特別行政区に入り定住する人数は、中央人民政府の主管部門が香港特別行政区政府の意見を求めたのちに確定する。

香港特別行政区は北京に事務所を設立することができる。

第23条 香港特別行政区は国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆および国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区において政治活動を行うことを禁止し、香港特別行

政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立することを禁止する法律を自ら制定しなければならない。

第3章 住民の基本的権利および義務

第24条 香港特別行政区住民は香港住民と略称し、永住民および非永住民を含む。

香港特別行政区の永住民とは次の者とする。

- (1) 香港特別行政区成立以前または以後に香港で生まれた中国公民。
- (2) 香港特別行政区成立以前または以後に香港に通常7年以上連続して居住している中国公民。
- (3) 第(1)、(2)項の両項に掲げる住民の、香港以外で生まれた中国籍の子女。
- (4) 香港特別行政区成立以前または以後に有効な旅行証明書を所持して香港に入り、香港に通常7年以上連続して居住し、かつ香港を永住地とする非中国籍の者。
- (5) 香港特別行政区成立以前または以後に第(4)項に掲げる住民の、香港で生まれた満21歳未満の子女。
- (6) 第(1)項乃至第(5)項に掲げる住民以外の者で、香港特別行政区成立以前から香港居留権をもつ者。

以上の住民は香港特別行政区において、居留権および香港特別行政区の法律に照らしてその居留権を明記した永住民身分証明書を取得する資格を有する。

香港特別行政区の非永住民とは、香港特別行政区の法律に照らして香港住民身分証明書を取得する資格をもつが、居留権はもたない者をいう。

第25条 香港住民は法律の下では一律に平等である。

第26条 香港特別行政区の永住民は法に依って選挙権および被選挙権を享有する。

第27条 香港住民は、言論、報道および出版の自由、結社、集会、行進およびデモンストレーションの自由、ならびに労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利および自由を享有する。

第28条 香港住民の人身の自由は侵されない。

香港住民は、任意または非合法に逮捕、拘留、監禁されない。任意または非合法的な住民の身体捜査および住民の人身の自由の剥奪または制限を禁止する。住民に対する酷刑および任意または非合法的な住民の生命の剥奪を禁止する。

第29条 香港住民の住宅およびその他の家屋は侵されない。

任意または非合法的な住民の住宅およびその他の家屋の捜査、侵入を禁止する。

第30条 香港住民の通信の自由および通信の秘密は法律の保護を受ける。公共の安全および刑事犯罪捜査に必要なため関係機関が法律手続きに照らして通信の検査をするほか、いかなる部門または個人も、いかなる理由をもってしても住民の通信の自由および通信の秘密を侵してはならない。

第31条 香港住民は香港特別行政区域内における移動の自由を有し、他の国家および地域に移住する自由を有する。香港住民は旅行および出入国の自由を有する。有効な旅行証明書を所持する者は、法律が制止する場合を除き、香港特別行政区を自由に離れることができ、特別の許可を受ける必要はない。

第32条 香港住民は信仰の自由を有する。

香港住民は宗教信仰の自由を有し、公開の布教および宗教活動の挙行、参加の自由を有する。

第33条 香港住民は職業選択の自由を有する。

第34条 香港住民は学術研究、文学・芸術の創作およびその他の文化活動を行う自由を有する。

第35条 香港住民は秘密裏に法律相談を行い、裁判所に提訴し、弁護士を選んで自己の合法権益の適時な保護を受け、または法廷における代理人とし、

および司法的な救済を得る権利を有する。

香港住民は行政部門および行政職員の行為について裁判所に提訴する権利を有する。

第36条 香港住民は法に依り社会福祉を享受する権利を有する。労働者の福利厚生および定年退職後の保障は、法律の保護を受ける。

第37条 香港住民の婚姻の自由および自由意思による出産の権利は、法律の保護を受ける。

第38条 香港住民は香港特別行政区の法律が保障するその他の権利および自由を享受する。

第39条 「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」およびILO条約において、香港に適用されている関係規定は引き続き有効であり、香港特別行政区の法律を通じて施行される。

香港住民が享受する権利および自由は、法律に依り規定された場合を除き、制限してはならず、この種の制限は本条第1項の規定に抵触してはならない。

第40条 「新界」の元来の住民の合法的な伝統権益は、香港特別行政区の保護を受ける。

第41条 香港特別行政区域内における香港住民以外のその他の者は、法に依り本章で規定された香港住民の権利および自由を享受する。

第42条 香港住民および香港にいるその他の者は、香港特別行政区で施行される法律を遵守する義務を有する。

第4章 政治体制

第1節 行政長官

第43条 香港特別行政区行政長官は香港特別行政区の首長であり、香港特別行政区を代表する。

香港特別行政区行政長官は、本法の規定に照らして中央人民政府および香港特別行政区に対し責任を負う。

第44条 香港特別行政区行政長官は満40歳以上の、香港に通常20年以上連続して居住し、かつ外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民が就任する。

第45条 香港特別行政区行政長官は、地元において選挙または協議を通じて選出され、中央人民政府が任命する。

行政長官の選出方法は、香港特別行政区の実情および順次漸進するという原則に基づいて規定され、最終的には広範な代表性をもつ指名委員会が民主的手続きにより指名したのち普通選挙で選出するという目標に至る。

行政長官を選出する具体的な方法は付属文書1「香港特別行政区行政長官の選出方法」で規定する。

第46条 香港特別行政区行政長官の任期は5年とし、1期だけ再任できる。

第47条 香港特別行政区行政長官は廉潔にして公に奉仕し、職責に忠実でなければならない。

行政長官は就任にあたって、香港特別行政区終審裁判所首席裁判官に財産を申告し、記録に留めなければならない。

第48条 香港特別行政区行政長官は次に掲げる職権を行使する。

- (1) 香港特別行政区政府を指導すること。
- (2) 本法および本法に照らして香港特別行政区に適用されるその他の法律の執行に責任を負うこと。

- (3) 立法会で採択された法案に署名し、法律を公布すること。
立法会で採択された財政予算案に署名し、財政予算および決算を中央人民政府に報告し記録に留めること。
- (4) 政府の政策を決定し、行政命令を發布すること。
- (5) 次の主要職員を指名し、中央人民政府に報告して任命を要請すること。
各司司長・副司長、各局局长、廉政專員、會計検査署署長、警務處處長、入国事務處處長、税関関長。上述政府職員の解任について中央人民政府に提案すること。
- (6) 法定手続きに照らして各級裁判所の裁判官を任免すること。
- (7) 法定手続きに照らして公職要員を任免すること。
- (8) 中央人民政府が本法の規定する関係事務について発出する指令を執行すること。
- (9) 香港特別行政区政府を代表して、中央から権限を授けられた対外事務およびその他の事務を処理すること。
- (10) 財政収入または支出に関する動議を立法会に提出することを承認すること。
- (11) 安全および重大な公共の利益に対する考慮に基づいて、政府職員または政府の公務に責任を負うその他の要員が、立法会またはそれに所属する委員会に対し、証言および証拠提出を行うか否かを決定すること。
- (12) 刑事犯罪者の刑罰を赦免または軽減すること。
- (13) 請願および不服申し立て事項を処理すること。

第49条 香港特別行政区行政長官は、立法会で採択された法案が香港特別行政区の全体的利益に合致しないと認める場合には、3カ月以内に法案を立法会に差し戻して再審議させることができる。立法会が全議員の3分の2以上の多数で原案を再び可決したときには、行政長官は1カ月以内に署名、公布するか、または本法第50条の規定に従って処理しなければならない。

第50条 香港特別行政区行政長官が立法会が再度可決した法案の署名を拒否し、または立法会が政府の提出した財政予算案もしくはその他の重要法案

の採択を拒み、協議を重ねてもなお意見の一致がみられない場合、行政長官は立法会を解散することができる。

行政長官は立法会を解散する前に、行政会議の意見を求めなければならない。行政長官は1任期中一度に限り立法会を解散することができる。

第51条 香港特別行政区立法会が政府の提出した財政予算案を否決した場合、行政長官は立法会に臨時支出を申請することができる。立法会がすでに解散されたため支出を承認できない場合には、行政長官は新しい立法会が選出されるまでの期間、前財政年度の支出基準に従って、臨時に短期支出を承認することができる。

第52条 香港特別行政区行政長官は次のいずれかの状況にある場合には、辞職しなければならない。

- (1) 重病またはその他の原因により職務遂行の能力を失ったとき。
- (2) 立法会が可決した法案への署名を二度拒否して、立法会を解散し、新たに選出された立法会が全議員の3分の2の多数で問題の原案を再び可決し、行政長官が依然として署名を拒否したとき。
- (3) 立法会が財政予算案またはその他の重要法案の採択を拒んだために立法会が解散され、新たに選出された立法会が問題の原案の採択を引き続き拒否したとき。

第53条 香港特別行政区行政長官が短期間職務を遂行できない場合には、政務司長、財政司長、律政司長の順で臨時にその職務を代行する。

行政長官が空席となった場合、6カ月以内に本法第45条の規定に依り新しい行政長官を選出しなければならない。行政長官が空席の期間の職務代行は、前項の規定に照らして行う。

第54条 香港特別行政区行政会議は、行政長官の政策決定に協力・援助する機構である。

第55条 香港特別行政区行政会議の構成員は、行政長官が行政機関の主要職員、立法会の議員および著名人のなかから委任し、その任免は行政長官が決定する。行政会議構成員の任期は委任した行政長官の任期を超えてはな

らない。

香港特別行政区行政會議の構成員には、外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民が就任する。

行政長官は必要と認めた場合、関係者を招請して會議に列席させることができる。

第56条 香港特別行政区行政會議は行政長官が主宰する。

行政長官は重要政策の決定、立法会への法案提出、付屬法規の制定および立法会の解散を行う前に、行政會議の意見を求めなければならない。ただし、人事の任免、規律上の制裁および緊急事態の下でとる措置は除く。

行政長官が行政會議構成員の多数意見を受け入れない場合には、その具体的理由を記録に留めなければならない。

第57条 香港特別行政区に廉政公署 (Commission Against Corruption) を設立する。廉政公署は独立して活動を行い、行政長官に対し責任を負う。

第58条 香港特別行政区に会計検査署 (Commission of Audit) を設立する。会計検査署は独立して活動を行い、行政長官に対し責任を負う。

第2節 行政機関

第59条 香港特別行政区政府は、香港特別行政区の行政機関である。

第60条 香港特別行政区政府の首長は、香港特別行政区の行政長官である。

香港特別行政区政府に、政務司、財政司、律政司および各局、処、署を設置する。

第61条 香港特別行政区の主要政府職員には、香港に通常15年以上連続して居住し、かつ外国に居留権をもたない香港特別行政区の永住民のなかの中国公民が就任する。

第62条 香港特別行政区政府は次に掲げる職権を行使する。

- (1) 政策を制定し、執行すること。
- (2) 各種行政事務を管理すること。

- (3) 本法の規定する中央人民政府から権限を授与された対外事務を処理すること。
- (4) 財政予算および決算を編成し、提出すること。
- (5) 法案、議案および付属法規を起草し、提出すること。
- (6) 政府職員を立法会に列席させ、政府を代表して発言させること。

第63条 香港特別行政区律政司 (Department of Justice) は刑事・檢察業務を主管し、いかなる干渉も受けない。

第64条 香港特別行政区政府は法律を遵守し、香港特別行政区立法会に対し責任を負う。即ち、立法会が可決し発効した法律を執行し、定期的に立法会に対し施政報告を行い、立法会議員の質疑に回答し、徴税および公共支出は、立法会の承認を経なければならない。

第65条 行政機関が諮問機関を設立する従来の制度は引き続き保持される。

第3節 立法機関

第66条 香港特別行政区立法会は香港特別行政区の立法機関である。

第67条 香港特別行政区立法会は、外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民によって構成する。ただし、非中国籍の香港特別行政区永住民および外国に居留権をもつ香港特別行政区永住民も香港特別行政区立法会議員に選出されることはできるが、その比率は、立法会全議員の20%を超えてはならない。

第68条 香港特別行政区立法会は選挙によって選出される。

立法会の選出方法は、香港特別行政区の実情および順次漸進するという原則に基づいて規定し、最終的には全議員が普通選挙によって選出されるという目標に達する。

立法会の具体的な選出方法ならびに法案および議案の表決手続きは付属文書2「香港特別行政区立法会の選出方法および表決手続き」が規定する。

第69条 香港特別行政区立法会の任期は、第1期を2年とするほかは、每期

4年とする。

第70条 香港特別行政区立法会は、行政長官が本法の規定に依り解散した場合には、3カ月以内に本法第68条の規定に依り、新たに選挙で選出されなければならない。

第71条 香港特別行政区立法会主席は、立法会議員の互選により選出する。

香港特別行政区立法会主席は、満40歳以上の、香港に通常20年以上連続して居住し、かつ外国に居留権をもたない香港特別行政区住民のなかの中国公民が就任する。

第72条 香港特別行政区立法会主席は次に掲げる職権を行使する。

- (1) 会議を主宰すること。
- (2) 議事日程を決定すること。政府提出の議案は優先的に議事日程に組み入れなければならない。
- (3) 開会日時を決定すること。
- (4) 休会期間中に特別会議を召集すること。
- (5) 行政長官の要請に応じて緊急会議を召集すること。
- (6) 立法会の議事規則に規定するその他の職権。

第73条 香港特別行政区立法会は次に掲げる職権を行使する。

- (1) 本法の規定に基づきかつ法定手続きに照らして、法律を制定、改正および廃止すること。
- (2) 政府の提案に基づいて財政予算を審査し、採択すること。
- (3) 徴税および公共支出を承認すること。
- (4) 行政長官の施政報告を聴取し、討議すること。
- (5) 政府の活動について質疑すること。
- (6) 公共の利益に関するすべての問題について討議すること。
- (7) 終審裁判所裁判官および高等裁判所首席裁判官の任免を承認すること。
- (8) 香港住民の不服申し立てを受理し、処理すること。
- (9) 立法会全議員の4分の1が共同動議で、行政長官に重大な違法または汚職行為があるのにもかかわらず辞職しないと非難して訴えた場合、

立法会が調査を進めることを可決したあと、立法会は終審裁判所首席裁判官に対し、独立した調査委員会を組織しかつ自らその委員長に任ずるよう委託することができる。調査委員会は調査進行、および立法会への報告書提出に責任を負う。当該調査委員会が上述の非難動議を証明するに足る証拠があると認めた場合、立法会は、全議員の3分の2の多数による採択で、弾劾案を提出し、中央人民政府に報告して決定を求めることができる。

- (10) 前記各号の職権を行使する際、必要な場合、関係者を召喚して証言および証拠提出を求めることができる。

第74条 香港特別行政区立法会議員は本法の規定に基づき、かつ法定手続きに照らして法案を提出する場合に、公共支出または政治体制または政府の管理運営にかかわらないものは、立法会議員が単独または連名で提出することができる。政府の政策にかかわるものは、提出する前に行政長官の書面による同意を得なければならない。

第75条 香港特別行政区立法会の会議を開くための法定定足数は全議員の2分の1を下回らないものとする。

立法会の議事規則は立法会が自ら制定するが、本法に抵触してはならない。

第76条 香港特別行政区立法会の可決した法案は、行政長官の署名、公布を経て初めて発効する。

第77条 香港特別行政区立法会議員の立法会の会議における発言は、法律による追及を受けない。

第78条 香港特別行政区立法会議員は、会議出席中または会議に赴く途中に逮捕されない。

第79条 香港特別行政区立法会議員が次に掲げるいずれかの状況にある場合、立法会主席は、立法会議員の資格を失ったことを宣言する。

- (1) 重病またはその他の状況により職務遂行の能力を失ったとき。
- (2) 立法会主席の同意を得ずに連続3カ月間会議に出席せず、しかも合理

的な説明がないとき。

- (3) 香港特別行政区永住民の身分を喪失または放棄したとき。
- (4) 政府の委任を受けて公務員に任ぜられたとき。
- (5) 倒産または法廷による債務償還の裁定を履行しないとき。
- (6) 香港特別行政区の域内または域外で刑事犯罪によって有罪とされ、禁固1カ月以上の判決を受け、かつ立法会の会議出席議員の3分の2によりその職務を解任することが可決されたとき。
- (7) 不謹慎な行動または誓約違反があり、立法会の会議出席議員の3分の2により、譴責が可決したとき。

第4節 司法機関

第80条 香港特別行政区の各級裁判所は香港特別行政区の司法機関であり、香港特別行政区の裁判権を行使する。

第81条 香港特別行政区は終審裁判所、高等裁判所、地区裁判所、裁判署法廷 (Magistrates' Court) およびその他の特別法廷を設立する。高等裁判所には控訴法廷および第一審法廷を設置する。

香港において従来実施されてきた司法体制は、香港特別行政区終審裁判所の設立にともなう変更を除いて、保持される。

第82条 香港特別行政区の終審権は香港特別行政区終審裁判所に属する。終審裁判所は必要に基づきその他のコモンロー適用地区の裁判官を招聘して裁判に参加させることができる。

第83条 香港特別行政区の各級裁判所の組織および職権は法律が規定する。

第84条 香港特別行政区裁判所は本法第18条の規定する香港特別行政区に適用される法律に照らして案件の裁判を行い、他のコモンロー適用地区の判例を参考にすることができる。

第85条 香港特別行政区裁判所は独立して裁判を行い、いかなる干渉も受けない。司法要員の裁判における職責を果たす上での行為は法律による追及

を受けない。

第86条 従来香港で実施されてきた陪審制度の原則は、保持される。

第87条 香港特別行政区の刑事訴訟および民事訴訟においては、従来香港で適用されてきた原則および当事者が享受してきた権利は、保持される。

何人も合法的に逮捕されたのち、できるだけ速やかに司法機関の公正な裁判を受ける権利を有し、司法機関が判決を下す前はすべて無罪と推定される。

第88条 香港特別行政区裁判所の裁判官は、地元の裁判官および法曹界ならびにその他の著名人からなる独立した委員会の推薦に基づき、行政長官が任命する。

第89条 香港特別行政区裁判所の裁判官は、職務遂行の能力を失ったかまたは不謹慎な行為をとった場合に限り、行政長官が終審裁判所の首席裁判官の任命する3人を下回らない地元の裁判官からなる審議廷の提案に基づき、解任することができる。

香港特別行政区終審裁判所の首席裁判官は、職務遂行の能力を失ったかまたは不謹慎な行為をとった場合に限り、行政長官が5人を下回らない地元の裁判官からなる審議廷を任命して審議させ、かつその提案に基づき、本法の規定する手続きに照らして、解任することができる。

第90条 香港特別行政区終審裁判所および高等裁判所の首席裁判官には、外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民が就任する。

本法第88条および第89条で規定する手続きのほか、香港特別行政区終審裁判所裁判官および高等裁判所首席裁判官の任免は、行政長官が立法会の同意を得、かつ全国人民代表大会常務委員会に報告し記録に留めなければならない。

第91条 香港特別行政区の裁判官以外のその他の司法要員についての従来の任免制度は引き続き保持する。

第92条 香港特別行政区の裁判官およびその他の司法要員は、本人の司法および専門能力に基づいて選任しなければならない。また、他のコモンロー

適用地区から招聘することもできる。

第93条 香港特別行政区成立以前に香港で在職していた裁判官およびその他の司法要員はすべて留任することができ、その勤続年数は保持され、給与、手当、福利厚生、勤務条件は元の水準を下回らない。

定年退職または規定により離職した裁判官およびその他の司法要員は、香港特別行政区成立以前に定年退職または離職した者を含めて、その国籍または居住地を問わず、香港特別行政区政府は元の水準を下回らない規準で本人またはその家族に然るべき年金、給付金、手当および福祉費を支給する。

第94条 香港特別行政区政府は従来香港で実行されてきた方法を参考にして、地元および域外から来た弁護士 of 香港特別行政区における勤務および営業に関する規定を制定することができる。

第95条 香港特別行政区は全国他の地区の司法機関との協議を通じ、法に依って司法分野の連絡および相互協力を行うことができる。

第96条 中央人民政府の協力または授權の下で、香港特別行政区政府は、外国との間で司法の相互協力関係についての適切な措置をとることができる。

第5節 地区組織

第97条 香港特別行政区に政権にかかわらない地区組織を設立し、香港特別行政区政府の地区管理およびその他の実務に関する諮問を行い、または文化、娯楽、環境衛生等のサービスの提供に責任を負わせることができる。

第98条 地区組織の職権および構成方法は法律で規定する。

第6節 公務員

第99条 香港特別行政区政府の各部門に在職する公務員は香港特別行政区の永住民でなければならない。本法第101条で別に定める外国籍公務員または

法律の規定する一定の職級以下の者はこの限りでない。

公務員は職責を忠実に果たし、香港特別行政区政府に対し責任を負わなければならない。

第100条 香港特別行政区成立以前に香港政府の警察を含む各部門に在職していた公務員は、すべて留任することができ、その勤続年数は保持され、給与、手当、福利厚生および勤務条件は元の水準を下回らない。

第101条 香港特別行政区政府は元香港公務員であった者または香港特別行政区永住民の身分証明書を所有する英国籍およびその他の外国籍の者のなかから政府部門の各級公務員に任用することができる。ただし下に挙げる各職級職員は、外国に居留権をもたない香港特別行政区永住民のなかの中国公民が就任する。各司司長・副司長、各局局长、廉政專員、會計検査署署長、警務处处长、入国事務处处长、税関関長。

香港特別行政区政府はまた、英国籍およびその他の外国籍の者を招聘して政府部門の顧問に就任させることができ、必要な場合は香港特別行政区以外から適格者を招聘して政府部門の専門および技術職に就任させることができる。上述の外国籍の者は個人の資格でのみ招聘を受けることができ、香港特別行政区に対し責任を負う。

第102条 定年退職または規定により離職した公務員は、香港特別行政区成立以前に定年退職、または規定により離職した公務員を含め、その国籍または居住地を問わず、香港特別行政区政府は元の水準を下回らない規準で本人またはその家族に然るべき年金、給付金、手当および福祉費を支給する。

第103条 公務員は本人の資格、経験および能力に基づいて任用および昇進させなければならない。香港の従来 of 公務員の招聘、雇用、考課、規律、研修および管理に関する制度は、公務員の任用、給与、勤務条件を担当していた専門機構を含め、外国籍公務員に特権待遇を与える規定を除いて保持される。

第104条 香港特別行政区行政長官、主要職員、行政會議構成員、立法會議

員、各級裁判所裁判官およびその他の司法要員は就任にあたり、法に依って中華人民共和国香港特別行政区基本法を擁護し、中華人民共和国香港特別行政区に忠誠を尽くすことを宣誓しなければならない。

第5章 経済

第1節 財政、金融、貿易および商工業

第105条 香港特別行政区は法に基づき個人および法人の財産の取得、使用、処分および相続の権利ならびに法に依り個人および法人の財産を取用する場合には、取用される財産の所有者が補償を得る権利を保護する。

財産取用の補償は、当該財産の当時の実際価値に相当し、自由に兌換できなければならない、理由なく支払を遅延させてはならない。

企業の所有権および外部からきた投資はいずれも法律の保護を受ける。

第106条 香港特別行政区は財政の独立を保持する。

香港特別行政区の財政収入はすべて自らの必要に充て、中央人民政府に上納しない。

中央人民政府は香港特別行政区で徴税しない。

第107条 香港特別行政区の財政予算は、歳入に基づいて歳出を決めることを原則とし、収支の均衡に努め、赤字を避け、地元の総生産額の伸び率に相応するものとする。

第108条 香港特別行政区は独立した租税制度を実施する。

香港特別行政区は従来香港で実施してきた低税金政策を参考に、税目、税率、税の減免およびその他の税務事項を自ら立法化し、規定する。

第109条 香港特別行政区政府は適当な経済および法律環境を提供し、もって香港の国際金融センターとしての地位を保持する。

第110条 香港特別行政区の貨幣・金融制度は法律によって規定される。

香港特別行政区政府は貨幣・金融政策を自ら制定し、金融企業および金融市場の経営の自由を保障し、ならびに法に基づき管理および監督する。

第111条 香港ドルは香港特別行政区の法定通貨として、引き続き流通する。

香港通貨の発行権は香港特別行政区政府に属する。香港通貨の発行は100%の準備金の裏付けを必要とする。香港通貨の発行制度および準備金制度は法律に依って規定される。

香港特別行政区政府は、香港通貨の発行基盤が健全で、発行方法が香港通貨の安定保持の目的に合致することを確認するという条件の下で、指定銀行に、法定権限に基づいて香港通貨を発行または引き続き発行する権限を授けることができる。

第112条 香港特別行政区は外国為替管理政策を実行しない。香港通貨は自由に兌換できる。外国為替、金、証券、先物等の市場を引き続き開放する。

香港特別行政区政府は資金の流動および内外への自由な移動を保障する。

第113条 香港特別行政区の外国為替基金は、香港特別行政区政府が管理および支配し、主として香港ドルの為替レートの調整に用いる。

第114条 香港特別行政区は自由港としての地位を保持し、法律で別に規定されているものを除き、関税を徴収しない。

第115条 香港特別行政区は自由貿易政策を実行し、貨物、無体財産および資本の自由な移動を保障する。

第116条 香港特別行政区は独立した関税地区とする。

香港特別行政区は「中国香港」の名義で、貿易に関する特惠待遇の取決めを含め、「関税および貿易に関する一般協定」、国際繊維貿易取決め等関係する国際組織および国際貿易協定に参加することができる。

香港特別行政区が取得もしくは以前から取得して引き続き有効な輸出割当、特惠関税および成立しているその他の類似の取決めは、すべて香港特別行政区が享有する。

第117条 香港特別行政区はその時点の産地規則に基づき、製品に対し原産地証明書を発行することができる。

第118条 香港特別行政区政府は経済および法律環境を提供し、各種の投資および技術の向上ならびに新興産業の開発を奨励する。

第119条 香港特別行政区政府は適当な政策を制定して、製造業、商業、観光業、不動産業、運輸業、公共事業、サービス業、漁業、農業等各業種の発展を促進および調整し、かつ環境保護にも注意を払う。

第2節 土地契約

第120条 香港特別行政区成立以前に認可、決定または延長された、1997年6月30日の期限を超えるすべての土地契約および土地契約に関連する一切の権利は、いずれも香港特別行政区の法律に基づいて引き続き承認および保護する。

第121条 1985年5月27日から1997年6月30日までの間に認可され、または元来延長権がないにもかかわらず延長されたもので、1997年6月30日の期限を超えるが2047年6月30日を超えない一切の土地契約について、借地人は1997年7月1日から追加借地料を支払わない。ただし、毎年当日の当該土地の課税評価額の3%に相当する借地料を納入しなければならない。以後、課税評価額の変化に応じて借地料を調整する。

第122条 従来旧契約における空閑地、村落の宅地、狹隘宅地および類似の農村の土地については、当該土地の1984年6月30日当時の借地人、または当日以降認可された狹隘宅地の借地人で、その父方が1898年当時香港の村落の住民であった場合には、当該土地の借地人が本人または父方の法定相続人である限り、従来借地料は変更されずに維持される。

第123条 香港特別行政区成立以降に期限が満了となり、延長の権利のない土地契約は、香港特別行政区が自ら法律および政策を定めて処理する。

第3節 海運

第124条 香港特別行政区は、従来から香港で実施されていた海運経営および管理体制を、関係する船員管理制度を含め、これを保持する。

香港特別行政区は、海運面における具体的職能および責任を自ら規定する。

第125条 香港特別行政区は中央人民政府から権限を授与され、引き続き船舶登録を行い、また香港特別行政区の法律に基づき「中国香港」の名義で関連の証明書を発行する。

第126条 外国の軍用船舶が香港特別行政区に入る際に、中央人民政府の特別許可が必要なことを除き、その他の船舶は香港特別行政区の法律に基づいてその港湾に出入することができる。

第127条 香港特別行政区の私営海運および海運関連企業ならびに私営コンテナ埠頭は、引き続き自由に営業することができる。

第4節 民間航空

第128条 香港特別行政区政府は条件を提供し、措置をとり、国際および地域航空センターとしての香港の地位を保持しなければならない。

第129条 香港特別行政区は、従来香港で実施されてきた民間航空管理制度を引き続き行い、また中央人民政府の航空機国籍標識および登録標識に関する規定により、自らの航空機登録簿を設置する。

外国の国家航空機が香港特別行政区に進入する場合は、中央人民政府の特別許可を必要とする。

第130条 香港特別行政区は、自ら民間航空の日常業務および技術管理について、空港管理、香港特別行政区飛行情報区内における空中交通サービスの提供、および国際民間航空機構の地域飛行計画手続きが規定するその他

の職責の履行を含め、責任を負う。

第131条 中央人民政府は香港特別行政区政府と協議の上、香港特別行政区に登録し、かつ香港を主要な営業地とする航空会社および中華人民共和国のその他の航空会社のために、香港特別行政区および中華人民共和国のその他の地区との往復航空便を提供する措置をとる。

第132条 中華人民共和国のその他の地区とその他の国家および地域の間を往復し、香港特別行政区を経由する航空便、ならびに香港特別行政区とその他の国家および地域の間を往復し、中華人民共和国の他の地域を経由する航空便に関するすべての民間航空運輸協定は、中央人民政府により締結される。

中央人民政府は本条第1段に定める民間航空運輸協定を締結する際には、香港特別行政区の特殊事情および経済的利益を考慮し、かつ香港特別行政区政府と協議しなければならない。

中央人民政府が外国政府と本条第1段に定める航空便に関する取決めについて協議する際には、香港特別行政区政府の代表は中華人民共和国政府代表団の構成員として参加することができる。

第133条 香港特別行政区政府は中央人民政府から次に掲げる具体的権限を授与される。

- (1) 従来からの民間航空運輸協定および取決めを更新または改正すること。
- (2) 新しい民間航空運輸協定を交渉、締結し、香港特別行政区に登録しかつ香港を主要な営業地とする航空会社に、航空路線ならびに境界通過および技術的着陸の権利を提供すること。
- (3) 民間航空運輸協定を結んでいない外国または地域と、暫定取決めを交渉、締結すること。

中国内陸部を往復、経由せず、香港のみを往復、経由する定期航空便はすべて、本条に定められている民間航空輸送協定または暫定取決めによって規定される。

第134条 中央人民政府は香港特別行政区政府に次に掲げる権限を授与する。

- (1) その他の当局と、本法第133条に定められている民間航空運輸協定および暫定取決めの執行に関する各種措置について協議、締結すること。
- (2) 香港特別行政区に登録し、かつ香港を主要な営業地とする航空会社に許可証を発行すること。
- (3) 本法第133条に定められている民間航空運輸協定および暫定取決めに依り航空会社を指定すること。
- (4) 外国航空会社の中国内陸部を往復、経由する航空便以外の、その他の航空便に許可証を発行すること。

第135条 香港特別行政区成立以前に香港で登録し、かつ香港を主要な営業地とする航空会社および民間航空関連業種は、引き続き営業することができる。

第6章 教育、科学、文化、体育、宗教、労働および社会奉仕

第136条 香港特別行政区政府は従来の教育制度を基礎に、教育の発展および改善に関する政策を、教育体制および管理ならびに教育使用言語、経費配分、試験制度、学位制度および学歴承認等の政策を含め、自ら制定する。社会団体および個人は、法に依って香港特別行政区において各種の教育事業を始めることができる。

第137条 各種の大学はいずれもその自主性を保持し、かつ学術の自由を享受し、引き続き香港特別行政区以外の教職員を招聘し、教材を選択することができる。宗教団体の経営する学校は、宗教課程の開設を含め、引き続き宗教教育を行うことができる。

学生は、大学を選択し、香港特別行政区以外で就学する自由を有する。

第138条 香港特別行政区政府は、漢方医薬および西洋医薬を発展させ、医療衛生サービスを促進する政策を自ら制定する。社会団体および個人は法律に依り各種の医療衛生サービスを提供することができる。

第139条 香港特別行政区政府は科学技術政策を自ら制定し、法律に依り科学技術の研究成果、特許および発明創造を保護する。

香港特別行政区政府は香港に適用する各種科学、技術標準および規格を自ら制定する。

第140条 香港特別行政区政府は文化政策を自ら制定し、法律に依り作者が文学芸術創作のなかであげた成果およびその合法權益を保護する。

第141条 香港特別行政区政府は宗教信仰の自由を制限せず、宗教団体の内部事務に関与せず、香港特別行政区の法律に抵触しない宗教活動を制限しない。

宗教団体は法に依り財産の取得、使用、処分、相続および資金援助を受ける権利を享受する。財産面での従来からの權益は引き続き保持および保護する。

宗教団体は従来の方で引き続き宗教大学、その他の学校、病院および福祉施設を創設、経営し、ならびにその他の社会奉仕を行うことができる。

香港特別行政区の宗教団体および信者は、その他の地方の宗教団体、および信者との関係を保持し、発展させることができる。

第142条 香港特別行政区政府は従来からの専門職制度を保持することを基礎に、各種専門職の就業資格を審査評定することに関する規則を自ら制定する。

香港特別行政区成立以前に専門職資格および就業資格を取得した者は、関係規定および専門職規則に基づいて従来資格を保持することができる。

香港特別行政区政府は、特別行政区成立以前に承認を得た専門職および専門職団体について引き続き承認し、承認された専門職団体は専門職資格を自ら審査し、授与することができる。

香港特別行政区政府は社会発展の必要性に基づき、関係方面に諮問して、新しい専門職および専門職団体を承認することができる。

第143条 香港特別行政区政府は体育政策を自ら制定する。民間体育団体は法に依り引き続き存在し、発展させることができる。

第144条 香港特別行政区政府は、従来香港で実施されてきた教育、医療衛生、文化、芸術、娯楽、体育、社会福祉、社会活動等各方面の民間団体・機構に対する資金援助政策を保持する。従来香港の各資金援助機構に勤務していた者はすべて従来の制度に基づいて引き続き招聘を受けることができる。

第145条 香港特別行政区政府は、従来の社会福祉制度を基礎に、経済条件および社会の必要に基づき、それを発展、改善する政策を自ら制定する。

第146条 香港特別行政区で社会奉仕に従事するボランティア団体は、法律に抵触しない状況の下でその奉仕方式を自ら決定することができる。

第147条 香港特別行政区は労働に関する法律および政策を自ら制定する。

第148条 香港特別行政区の教育、科学、技術、文化、芸術、体育、専門職、医療衛生、労働、社会福祉、社会活動等の各方面の民間団体および宗教団体と大陸部の対応する団体および組織との関係は、相互不従属、相互不干涉および相互尊重の原則を基礎としなければならない。

第149条 香港特別行政区の教育、科学、技術、文化、芸術、体育、専門職、医療衛生、労働、社会福祉、社会活動等の各方面の民間団体および宗教団体は、世界各国、各地域ならびに国際的な関係団体および組織との関係を維持し、発展させることができる。各当該団体および組織は必要に基づき「中国香港」を付した名義で関係活動に参加することができる。

第7章 対外事務

第150条 香港特別行政区政府の代表は、中華人民共和国政府代表団の構成員として、中央人民政府の行う香港特別行政区と直接関係のある外交交渉に参加することができる。

第151条 香港特別行政区は経済、貿易、金融、海運、通信、観光、文化、体育等の分野において、「中国香港」の名義で単独に世界各国、各地域お

よび関係国際組織との関係を保持し、発展させ、関係する取決めに締結し、履行することができる。

第152条 国家を単位として参加する、香港特別行政区と関係のある然るべき分野の国際組織および国際会議に、香港特別行政区政府は代表を派遣し、中華人民共和国代表団の構成員として、または中央人民政府および上記の関係国際組織もしくは国際会議が認める資格で参加し、また「中国香港」の名義で意見を発表することができる。

香港特別行政区は「中国香港」の名義で国家を参加単位としない国際組織および国際会議に参加することができる。

中華人民共和国がすでに参加し、香港も何らかの形で参加している国際組織に対し、中央人民政府は香港特別行政区が適当な形でこれらの組織における地位を引き続き保持させるための必要な措置をとる。

中華人民共和国はまだ参加していないが、香港がすでに何らかの形で参加している国際組織に対して、中央人民政府は必要に基づき、香港特別行政区を適当な形で引き続きこれらの組織に参加させる。

第153条 中華人民共和国の締結した国際取決めについては、中央人民政府は香港特別行政区の状況および必要に基づき、香港特別行政区政府の意見を求めたのち、香港特別行政区に適用するか否か決定する。

中華人民共和国はまだ参加していないが、香港ですでに適用されている国際取決めは引き続き適用することができる。中央人民政府は必要に基づき、香港特別行政区政府が適当な措置をとるよう権限を授与するかまたは援助し、その他の関係国際取決めに香港特別行政区に適用させる。

第154条 中央人民政府は香港特別行政区政府に、法律に照らして香港特別行政区永住身分証明書を所持する中国公民に中華人民共和国香港特別行政区旅券を発行し、香港特別行政区のその他の合法的居留者に中華人民共和国香港特別行政区のその他の旅行証明書を発行する権限を授与する。上記の旅券および証明書は各国および各地域に赴く際に有効であり、また所持者が香港特別行政区に戻る権利を有することを明記する。

世界各国または各地域の人々の入国、滞在、出国に対し、香港特別行政区政府は、出入国管理を実施することができる。

第155条 中央人民政府は、香港特別行政区政府が各国、各地域と相互査証免除協定を締結することを援助するかまたは権限を授与する。

第156条 香港特別行政区は必要に基づいて外国に官立または半官の経済および貿易機構を設立することができ、中央人民政府に報告して記録に留める。

第157条 外国が香港特別行政区に領事機構またはその他の官立もしくは半官の機構を設立する際は、中央人民政府の許可を受けなければならない。

すでに中華人民共和国と正式な外交関係を樹立している国家が香港に設立した領事機構およびその他の公的機構は、存続させることができる。

中華人民共和国といまだに正式な外交関係を樹立していない国家が香港に設立した領事機構およびその他の公的機構は、状況に基づき存続を許可するか、または半官の機構に改めることを認めることができる。

中華人民共和国がいまだに承認していない国家は、香港特別行政区に民間機構のみを設立することができる。

第8章 本法の解釈および改正

第158条 本法の解釈権は全国人民代表大会常務委員会に属する。

全国人民代表大会常務委員会は、香港特別行政区裁判所に、案件の審理に際して、本法の香港特別行政区の自治範囲内の条項に関して自ら解釈する権限を授与する。

香港特別行政区裁判所は案件を審理する際に、本法のその他の条項についても解釈することができる。ただし、香港特別行政区裁判所が案件を審理する際に、本法の中央人民政府の管理する事務または中央と香港特別行政区の関係に関する条項について解釈する必要があるが、また当該条項の解釈が案件の判決に影響する場合には、当該案件に対し上訴できない最終判

決がなされる前に、香港特別行政区終審裁判所は全国人民代表大会常務委員会に關係条項について解釈を求めなければならない。全国人民代表大会常務委員会が解釈を行い、香港特別行政区裁判所が当該条項を引用するときには、全国人民代表大会常務委員会の解釈に準拠しなければならない。ただし、それ以前に出された判決は影響を受けない。

全国人民代表大会常務委員会は本法の解釈を行う前に、それに所属する香港特別行政区基本法委員会の意見を求める。

第159条 本法の改正権は全国人民代表大会に属する。

本法の改正提案権は全国人民代表大会常務委員会、国务院および香港特別行政区に属する。香港特別行政区の改正議案は、香港特別行政区の全国人民代表大会代表の3分の2、香港特別行政区立法会の全議員の3分の2および香港特別行政区行政長官の同意を得たのち、香港特別行政区から全国人民代表大会に出席した代表団が全国人民代表大会に提出する。

本法の改正議案は全国人民代表大会の議事日程に組み入れる前に、香港特別行政区基本法委員会が検討し、意見を提出する。

本法のいかなる改正も、中華人民共和国の香港に対する既定の基本方針および政策に抵触してはならない。

第9章 付則

第160条 香港特別行政区が成立する時、香港に從來からある法律は、全国人民代表大会常務委員会が本法に抵触すると宣言したものを除き、香港特別行政区の法律として採用され、それ以後に本法に抵触する法律が発見された場合は、本法に規定された手続きに照らして改正するかまたは効力を失う。

香港に從來からある法律の下で有効であった文書、証明書、契約および権利義務は、本法に抵触しない前提の下に引き続き有効であり、香港特別行政区の承認および保護を受ける。

付属文書 1 香港特別行政区行政長官の選出方法

1. 行政長官は、広汎な代表性をもつ選挙委員会が本法に基づいて選出し、中央人民政府が任命する。

2. 選挙委員会委員は、計800人とし、下記の各界の人々によって構成される。

商工業・金融界	200人
専門職分野	200人
労働・社会奉仕・宗教等の各界	200人
立法会議員，区域組織代表，香港地区 全国人民代表大会代表，香港地区 全国政治協商會議委員の代表	200人

選挙委員会は毎回5年を任期とする。

3. 各界別の区分、および各界ごといくつかの組織が選出できる選挙委員の定員は、香港特別行政区が民主、公開の原則に基づいて制定する選挙法によって規定される。

各界別の法定団体は、選挙法が規定する配分定員および選挙方法に基づいて自ら選挙委員会委員を選出する。

選挙委員は、個人の資格で投票する。

4. 100人を下回らない選挙委員は連名で行政長官候補者を推薦することができる。各委員は候補者を1名のみ推薦できる。

5. 選挙委員会は推薦名簿に基づいて、1人1票の無記名投票によって行政長官を選出する。具体的な選挙方法は選挙法で規定する。

6. 初代行政長官は「全国人民代表大会の香港特別行政区第1期政府および立法会の選出方法に関する決定」によって選出する。

7. 2007年以降の行政長官の選出方法に改正の必要がある場合は、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、全国人民代表大会常務委員会に報告し承認を求めなければならない。

付属文書 2 香港特別行政区立法会の選出方法および表決手続き

1. 立法会の選出方法

(1) 香港特別行政区立法会議員は毎期60人とし、第1期立法会は「全国人民代表大会の香港特別行政区第1期政府および立法会の選出方法に関する決定」によって選出する。第2期、第3期立法会の構成は下記の通りである。

第2期

職能団体が選出する議員	30人
選挙委員会が選出する議員	6人
各区が直接選出する議員	24人

第3期

職能団体が選出する議員	30人
各区が直接選出する議員	30人

(2) 第1期立法会を除き、上述の選挙委員会とは、すなわち本法付属文書1で規定した選挙委員会である。上述の各区の直接選出の選挙区の区割りおよび投票方法、各職能界別および法定団体の区分、議員定数の配分、選挙方法および選挙委員会が議員を選挙する方法は、香港特別行政区政府が提出し、立法会で採択する選挙法によって規定される。

2. 立法会の法案、議案の表決手続き

本法で別に規定があるものを除き、香港特別行政区立法会は法案および議案の表決に下記の手続きを採用する。

政府が提出する法案は、会議出席の全議員の過半数の票を得た場合に、可

決する。

立法會議員個人が提出する議案、法案および政府法案に対する修正案は、いずれも職能団体選出の議員ならびに各区の直接選出および選挙委員会選出の議員の両集団においてそれぞれ会議出席議員の過半数で可決されなければならない。

3. 2007年以降の立法会の選出方法および表決手続き

2007年以降の香港特別行政区立法会の選出方法ならびに法案および議案の表決手続きについて、本付属文書の規定を改正する必要がある場合には、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、また全国人民代表大会常務委員会に報告して記録に留めなければならない。

付属文書 3 香港特別行政区において施行される全国レベルの法律

下記に掲げる全国レベルの法律は、1997年7月1日から香港特別行政区が地元で公布または立法化して、施行する。

1. 「中華人民共和国の首都、紀年、国歌、国旗に関する決議」
2. 「中華人民共和国の国家の祝日に関する決議」
3. 「中央人民政府が公布した中華人民共和国国章についての命令」および付属文書：国章の図案、説明、使用方法
4. 「中華人民共和国政府の領海に関する声明」
5. 「中華人民共和国国籍法」
6. 「中華人民共和国外交特権および免責条例」